

小樽港観光船ターミナル（多目的ホール） 利用案内

多目的ホールをご利用される方へ

当ホールは、クルーズ船寄港時の交流事業、海事機関等の広報活動やリクルート活動、賑わい創出のためのイベント会場として活用し、未使用時は休憩・展望スペースとして一般開放することを目的に設置したホールです。利用方法等については以下のとおりとなりますので、各事項に御留意の上ご利用いただきますようお願いいたします。

1 利用不可日について

利用不可日は年末年始（12/29～1/3）のほか、施設メンテナンス等で臨時休館する場合があります。

2 利用時間について

①当ホールは基本的に午前・午後・夜間の【時間区分】ごとの使用許可となります。

②時間区分は、次のとおりで「事前の準備から後片付けを終わらせてご退館まで」が利用時間となります。

午前	9：00～12：00	午後	13：00～17：00	夜間	18：00～21：00
午前～午後	9：00～17：00	午後～夜間	13：00～21：00	全日	9：00～21：00

③入退場の有無によらずホール内に荷物や展示物等を置いてある時間帯も料金計算の対象となります。

④時間区分外の利用（早入り・延長等）を希望される場合は、事前にご相談ください。

3 連続利用等の制限について

原則として、連続で利用できる日数は5日まで、また、月の利用日数の合計は5日までとなります（この取扱いは、今後の利用状況に応じて変更となる場合があります。）。そのほか、他の利用の妨げとなるおそれがある場合は、利用を許可しない場合があります。

4 申請の受付期間について

①申請の受付は、利用日の6ヶ月前（土日祝日・年末年始の場合は翌日）から、利用日の1週間前（土日祝日・年末年始の場合は前日）までとなります。

例） 令和7年10月15日の利用は、令和7年4月15日が受付開始日となります。

②公共利用・修学旅行・全国大会等、特別な理由があると市が認める場合は、上記の受付期間外でも受付いたしますので、ご相談ください。

5 申請から利用までの手順について

①事前に小樽市 HP で空き状況を確認してください。なお、直近の空き状況については、担当までお問い合わせください。

②必要事項を記入した「使用許可申請書」を提出してください（郵送・FAX・Eメール可）。

※使用許可申請書は小樽市 HP よりダウンロードできます。

③市で利用日時を決定後、「使用許可書」「納付書」を発行し郵送いたします。

④納付書を受け取られましたら、市が定める期日までに使用料を指定金融機関にて納付してください。

⑤利用日当日に「使用許可書」と「使用料の領収書」をお持ちの上、利用していただきます。

小樽市 HP



6 使用料について

①使用料は時間区分ごとに設定されています。詳細は料金表をご参照ください。

②冷暖房やWi-Fi、備品類は無料で使用できますが、準備や片づけは利用される方で行っていただきます。

③小樽市アーティストバンク登録者は使用料が1割免除となります。

7 駐車場について

①多目的ホール利用者用の専用駐車場はありますが、数が少ないため、満車の際は近隣の有料駐車場をご利用ください。また、周辺道路等への駐車は迷惑となりますのでご遠慮ください。

②資材等搬出入時の一時的な駐車や搬入経路等については別途ご相談ください。

8 音量の配慮について

①当ホールには防音設備はありません。スピーカー等音響器を使用する音楽イベント等は原則禁止いたします。

（ただし小樽市が指定する地点で騒音レベルが70デシベルを下回ることが明らかな場合を除く）

②スピーカー等音響器を使用しない場合であっても騒音レベルが70デシベルを超えないよう配慮してください。

③70デシベルを下回っている場合においても、音量を下げる等の措置を指示した場合には速やかに対応してください。

9 利用にあたっての留意事項

- ①飲酒は禁止しておりませんが、他の利用者に迷惑がかかる行為等が見られる場合は、利用をお断りいたします。
- ②発生したゴミ類は全てお持ち帰りください。
- ③火気（裸火・ローソク・ストーブ・カセットコンロ等）の使用は一切お断りいたします。
- ④館内は全面禁煙です。

10 救急時・災害時の対応について

- ①1階待合室にAED（自動体外除細動器）を設置しています。
- ②不時の災害等に備え、主催責任者はいつでも建物管理者と連絡をとることができるようにしておいてください。
- ③利用場所付近の非常口や避難場所についてあらかじめご確認ください。

11 その他

- ①貴重品の管理は各自でお願いいたします。万一、紛失・盗難・事故が発生しても市は一切責任を負いません。
- ②利用中に発生した天災・盗難等による展示物の保証等はいたしかねます。
- ③内外壁・床・天井等に釘・木ねじ・粘着力の強いテープ等は使用しないでください。利用中に施設及び備品に損害を与えた場合は、遅滞なく建物管理者に届け出るとともに、当該損害を与えた者がその責任において、その損害を賠償し、また、紛争の解決を図っていただきます。
- ④騒音・暴力等、他の利用者の迷惑となる行為や、危険・不潔な物品の持ち込みはお断りいたします。
- ⑤許可を受けた目的以外での利用や、権利を第三者に転貸・譲渡することはできません。
- ⑥職務上、利用中に職員が立ち入らせていただく場合があります。
- ⑦当ホールの設置目的にそぐわない場合や、単に飲料や食べ物等の販売だけを主目的とした利用（催事出店を除く）は許可をお断りする場合があります。また、条例の規定や指示等が守られない場合は許可を取り消すことがあります。これらの場合において利用者が損害を受けても、市はその責任を負いません。

料金表

時間区分	午前	9：00～12：00	午後	13：00～17：00	夜間	18：00～21：00
使用料	6， 0 0 0円		8， 0 0 0円		6， 0 0 0円	
(備考)						
1 商品の宣伝、展示、販売等営利を目的として使用する場合は、それぞれの時間区分における使用料の額の5割増しとする。						
2 各時間区分を通じて多目的ホールを使用する場合の使用料は、それぞれの時間区分における使用料の額（備考1の適用を受ける場合にあっては、備考1による額）の合計額とする。						
3 備考2に定める場合を除き、午前、午後又は夜間の時間区分以外の時間に30分以上多目的ホールを使用する場合（午前、午後又は夜間の時間区分と連続して使用する場合に限る。）の当該時間に係る使用料は、1時間までごとに2， 0 0 0円（備考1による使用の場合にあっては、3， 0 0 0円）とする。						

設備等

収容人数	スクール形式で約100名 【広さ】約190㎡（9m×21m）			
備品類 (無料)	演 台	1基	モニター（65インチ）	2台
	会議用長机(180cm×45cm)	50基	ハンドマイク	2個
	会議用イス	30脚	ピンマイク	1個
	パイプイス	70脚	冷暖房・Wi-Fi 完備	
	ホワイトボード	1台		

(担当：小樽市産業港湾部港湾室港湾業務課)
〒047-0007 小樽市港町5番1号
TEL 0134-23-1107 FAX 0134-23-1109
E-mail kowan@city.otaru.lg.jp